

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-鉄道分野の基準について-

令和6年9月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

令和6年9月30日公表

令和8年8月28日一部改正

- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、鉄道分野においては、「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、鉄道分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1180号。以下「告示」という。）において、鉄道分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 特定技能外国人が従事する業務・	3
第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等・	6
第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・	10
第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準・ . .	13
第5 上陸許可に係る基準・	15
第6 育成・キャリア形成プログラム・	17

第 1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第 1 の 2 「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第 2 条の 5 第 1 項から第 4 項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第 1 条第 1 項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第 2 条の 5 第 1 項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成 31 年法務省令第 6 号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

鉄道分野において設定する業務区分及び 1 号特定技能外国人が従事する業務は、上記 1（1）①の技能水準にあつては当該技能水準に対応し、それぞれ別表 1 の c. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記 1（1）②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表 2 の a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表 1 の c. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

【業務内容】

- 鉄道分野において受け入れる 1 号特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。

- 1 号特定技能外国人

分野別運用方針第二 1（1）に定める試験及び分野別運用方針第二 2（1）に定める業務に従い、第二 1（1）の試験合格により確認された技能を要するものであって、以下の業務に従事しなければなりません。なお、業務の遂行に際しては、鉄道営業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規程等の規程類を遵守することが必要です。

- ・ 軌道整備の業務区分については、軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。
- ・ 電気設備整備の業務区分については、電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。
- ・ 車両整備の業務区分については、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出所対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等が対象となります。
- ・ 車両製造の業務区分については、素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等が対象となります。
- ・ 運輸係員の業務区分については、ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等が対象となります。
- ・ 駅・車両清掃の業務区分については、車両内部清掃（折り返し清掃含む）、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃（駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む）、休憩室清掃（駅員・乗務員用等）等が対象となります。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が鉄道分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

国土交通省鉄道局技術企画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3

TEL：03(5253)8546

URL：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html

【確認対象の書類】

- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 16－1 号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

鉄道分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（1）及び（2）に定める試験に合格した者とする。

（1）技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表2のd. 育成就労評価試験（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

（2）日本語能力水準

別表1のb. 日本語能力水準の欄に掲げるもの

【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）」（分野別運用方針第二1（1）

の試験区分)

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「鉄道分野特定技能１号評価試験（電気設備整備）」（分野別運用方針第二１（１）の試験区分）

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「鉄道分野特定技能１号評価試験（車両整備）」（分野別運用方針第二１（１）の試験区分）

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「鉄道分野特定技能１号評価試験（車両製造）」（分野別運用方針第二１（１）の試験区分）

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「鉄道分野特定技能１号評価試験（運輸係員）」（分野別運用方針第二１（１）の試験区分）

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等を適切かつ安全にできる

ことを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「鉄道分野特定技能1号評価試験（駅・車両清掃）」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分）

当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、車両内部清掃（折り返し清掃含む）、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃（駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む）、休憩室清掃（駅員・乗務員用等）等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

- 「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上（運輸係員の業務区分以外）

※ 以下のいずれかの試験の合格

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c）A2.2相当以上
- ・ 日本語能力試験（J L P T）N4以上

※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当分の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって日本語能力（「日本語教育の参照枠」A2.2相当）を有していることが証明されたこととします（運輸係員の業務区分以外、別途証明は不要です。）。

- 「日本語教育の参照枠」B1相当以上（運輸係員の業務区分）

※ 以下の試験の合格

- ・ 日本語能力試験（J L P T）N3以上

※ C E F RのB1相当以上を判定された場合に限る。

【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 鉄道分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

- 試験合格者の場合
 - ・ 本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる鉄道分野特定技能 1 号評価試験又は技能検定 3 級の合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - 国際交流基金日本語基礎テストの結果通知書（A2.2 相当以上）の写し（運輸係員の業務区分を除く）
 - 日本語能力試験（N 4 以上（運輸係員の業務区分については N 3 以上））の合格証明書の写し
 - *ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって鉄道分野において特定技能 1 号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N 4 以上）を受験し、合格する必要はありません（ただし、日本語能力試験（N 3 以上）の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く。）。
- 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合
 - ・ 技能実習 2 号修了時の技能検定等に合格している場合
 - 本要領別表の「試験免除等となる技能実習 2 号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定 3 級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - 日本語能力試験（N 3 以上）の合格証明書の写し（運輸係員の業務区分のみ）
 - ・ 技能実習 2 号修了時の技能検定等に合格していない場合
 - 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号）
 - *詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。
 - 日本語能力試験（N 3 以上）の合格証明書の写し（運輸係員の業務区分のみ）

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- 二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（次号及び第4号において「協議会」という。）の構成員であること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 六 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第2号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。

- ② 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記②、③、④及び⑤の条件を満たす登録支援機関に委託すること。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。

【特定技能所属機関】

- 鉄道分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、国土交通省鉄道局のホームページに示す鉄軌道事業者一覧に示す者、若しくは「第1 特定技能外国人が従事する業務」の【業務内容】に示す各業務区分の対象となる業務を行う者でなければなりません。

【協議会】

- 国土交通省は、鉄道分野の特定技能所属機関、登録支援機関、業界団体、試験実施機関、制度関係機関その他の関係者により構成される鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）を設置することとされています。
- 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、鉄道分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行います。
- 鉄道分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
- 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対

し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

- 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 協議会に関する詳細については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。

(URL : https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html)

【確認対象の書類】

- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第16-1号）（特定技能所属機関）
- 協議会の構成員であることの証明書の写し（特定技能所属機関）
- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第16-2号）（登録支援機関）
- 協議会の構成員であることの証明書の写し（登録支援機関）

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- 二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（次号及び第4号において「協議会」という。）の構成員であること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
- 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 六 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第2号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

鉄道分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。

【労働者派遣】

- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第16-

1 号（特定技能所属機関）

第6 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係る鉄道分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

鉄道分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- 鉄道分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
- 鉄道分野における育成プログラムは、国土交通省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

別表（鉄道）

業務区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
					職種	作業
	軌道整備	軌道整備（軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	鉄道施設保守整備	軌道保守整備
	電気設備整備	電気設備整備（電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験（電気設備整備）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	—	—
	車両整備	車両整備（列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験（車両整備）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装 ----- 空気装置検修・解ぎ装

特定技能 1 号	車両製造	車両製造（素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等）	鉄道分野特定技能 1 号評価試験（車両製造） 技能検定 3 級（機械加工） 技能検定 3 級（仕上げ） 技能検定 3 級（電子機器組立て） 技能検定 3 級（電気機器組立て） 技能検定 3 級（塗装）	【「日本語教育の参照枠」A2. 2 相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T - B a s i c）A2. 2 相当以上 又は ・ 日本語能力試験（J L P T）N4 以上	機械加工	普通旋盤 ----- フライス盤 ----- 数値制御旋盤 ----- マシニングセンタ
					金属プレス加工	金属プレス
					鉄工	構造物鉄工
					仕上げ	治工具仕上げ ----- 金型仕上げ ----- 機械組立仕上げ
						電子機器組立て
						電子機器組立て
					電気機器組立て	回転電機組立て ----- 変圧器組立て ----- 配電盤・制御盤組立て ----- 開閉制御器具組立て ----- 回転電機巻線製作
						塗装
						金属塗装 ----- 噴霧塗装
						溶接
						手溶接 ----- 半自動溶接
	運輸係員	運輸係員（ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等）	鉄道分野特定技能 1 号評価試験（運輸係員）	【「日本語教育の参照枠」B1 相当以上】 ・ 日本語能力試験（J L P T）N3 以上 （C E F R の B 1 相当以上を判定された場合に限る）	—	—

	駅・車両清掃	駅・車両清掃（車両内部清掃（折り返し清掃含む）、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃（駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む）、休憩室清掃（駅員・乗務員用等）等）	鉄道分野特定技能1号評価試験（駅・車両清掃）	【「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2.2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	—	—
--	--------	--	------------------------	---	---	---

鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

鉄道分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、軌道整備、電気設備整備、車両整備、車両製造、運輸係員又は駅・車両清掃のいずれかであること。
2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
4. 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
5. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
6. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
7. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

鉄道分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
2. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。
3. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
4. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者